

議会運営委員会議会改革に関する小委員会設置要項

(1) 小委員会の設置目的

議長からの諮問事項を調査・検討し、報告案をとりまとめることを目的として、議会運営委員会議会改革に関する小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置する。

(2) 小委員会の組織・構成

- ① 小委員会は、委員5人をもって構成する。
- ② 委員は、議会運営委員長が指名する。
- ③ 小委員会の運営を行う座長は、委員の互選により選出する。
- ④ 小委員会は、宇治市議会会派規程に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

(3) 小委員会の運営

この要項に定めるもののほか、小委員会の運営その他必要な事項は、座長が小委員会に諮り、これを定める。

(4) 小委員会の報告

小委員会が分掌して行った調査・検討の結果及び報告案は、座長が議会運営委員会に報告する。

(5) その他

この要項は令和3年7月1日から適用する。